

3 文科高第 4 7 1 号
令和 3 年 7 月 3 0 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
高等学校を設置する学校設置会社を所轄
する構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各国公私立大学長（大学院大学を除く）
独立行政法人大学入試センター理事長

殿

文部科学省高等教育局長
伯 井 美 徳

「令和 7 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告」及び
「令和 7 年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」について（通知）

文部科学大臣の下に置かれた「大学入試のあり方に関する検討会議」（文部科学大臣決定）において、令和 6 年度実施の令和 7 年度大学入学者選抜に向けて、記述式問題の出題のあり方や総合的な英語力の育成・評価のあり方、平成 30 年 3 月告示の新高等学校学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）に対応した大学入学共通テストの科目構成等について御議論いただき、令和 3 年 7 月 8 日に提言がとりまとめられたところです。

また、新学習指導要領に対応した令和 7 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストからの出題教科・科目について、令和 3 年 3 月 24 日付で独立行政法人大学入試センターから示されるとともに、大学入学者選抜における多面的な評価に関する具体的な内容や手法、新学習指導要領の下での指導要録を踏まえた調査書の在り方等について、「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」（高等教育局長決定）において検討を行い、令和 3 年 3 月 31 日に審議のまとめがとりまとめられました。

これらを踏まえ、令和 5 年 6 月までに発出予定の「令和 7 年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」において定める出題教科・科目等及び令和 6 年 6 月までに発出予定の「令和 7 年度大学入学者選抜実施要項」において変更する内容について、国公私立大学及び高等学校関係団体の代表者等を構成員とする大学入学者選抜協議会での協議の結果、別紙 1 及び別紙 2 のとおりとすることとしましたので、あらかじめお知らせします。

各国公私立大学におかれては、令和 7 年度大学入学者選抜において課す個別学力検査及び大学入学共通テストの教科・科目の設定、入学志願者への予告等に遺漏のないようお取り計らい願います。

特に、毎年度通知している「大学入学者選抜実施要項」において、「個別学力検査及び大学入学共通テストにおいて課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2 年程度前には予告・公表する」こととしていますが、新学習指導要領に対応した令和 7 年

度大学入学者選抜において課す個別学力検査及び大学入学共通テストの教科・科目の設定等については、入学志願者の準備に大きな影響を及ぼすことが予想されることから、2年程度前を待たず、可能な限り早期に検討し、予告・公表するようお願いいたします。

なお、別紙1に関し、大学入学共通テストの出題科目の試験時間及び現行の教育課程（平成21年3月告示の高等学校学習指導要領に基づく教育課程）を履修した入学志願者に対する経過措置については、決定次第速やかに公表する予定であることを申し添えます。

また、本通知に伴い「「大学入学共通テスト実施方針」について」（平成29年7月13日付け29文科高第350号文部科学省高等教育局長通知）及び「「大学入学共通テスト実施方針（追加分）」の策定について」（平成30年8月10日付け30文科高第366号文部科学省高等教育局長通知）は廃止し、大学入学共通テストの実施に関し必要な基本的事項については、実施年度の前年度6月に通知している大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱等において示しており、それによるものとします。

高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）を設置する各国公立大学におかれては設置する附属高等学校に対し、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会等に対し、各都道府県知事におかれては所轄の高等学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては認可した高等学校に対し、十分な周知をお願いします。

（参考）

「平成30年告示高等学校学習指導要領に対応した令和7年度大学入学共通テストからの出題教科・科目について」（令和3年3月24日独立行政法人大学入試センター）

https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/r7ikou.html



「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議（審議のまとめ）」（令和3年3月31日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/106/toushin/mext_00685.html



「大学入試のあり方に関する検討会議（提言）」（令和3年7月8日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/103/toushin/mext_00862.html



【本件担当】

高等教育局大学振興課入試第三係 岡，半井野，上田

TEL : 03-5253-4111（内線2469, 4902）

FAX : 03-6734-3392

E-mail : gaknyusi@mext.go.jp

令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱の予告

1. 令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱において定める出題教科・科目

教科	グループ	出題科目
国語		『国語』
地理歴史		『地理総合、地理探究』、『歴史総合、日本史探究』、『歴史総合、世界史探究』、『地理総合、歴史総合、公共』
公民		『公共、倫理』、『公共、政治・経済』、『地理総合、歴史総合、公共』(再掲)
数学	①	『数学Ⅰ、数学A』、『数学Ⅰ』
	②	『数学Ⅱ、数学B、数学C』
理科		『物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎』 『物理』、『化学』、『生物』、『地学』
外国語		『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』
情報		『情報Ⅰ』

〔補足〕

(1) 試験形態は、問題冊子及びマークシート式解答用紙を使用し、紙で実施するものとする。
この形態に加え、外国語の『英語』については、ICプレイヤーを使用する試験も実施するものとする。

(2) 地理歴史及び公民については同一の試験時間に実施するものとする。

(3) 数学については、①及び②の出題科目のグループごとに試験時間を分けるものとする。

(4) 入学志願者は各大学の指定に従い、以下のとおり解答するものとする。

1) 地理歴史及び公民については、以下のとおりとする。

ア 上記6出題科目のうちから最大2出題科目を選択。

イ 『地理総合、歴史総合、公共』を選択する場合については、出題範囲(「地理総合」、「歴史総合」、「公共」)のうち、いずれか2科目(「地理総合」及び「歴史総合」、「地理総合」及び「公共」、「歴史総合」及び「公共」)の内容の問題を選択解答。

ウ 2出題科目を選択する場合においては、以下の組合せ以外の出題科目の組合せを選択。(別表参照)

・『公共、倫理』と『公共、政治・経済』の組合せを選択することはできない。

・『地理総合、歴史総合、公共』を選択した者は、選択解答した問題の出題範囲の科目と同一名称を含む科目の組合せを選択することはできない。

2) 数学については、以下のとおりとする。

ア グループ①については、上記2出題科目のうちから1出題科目を選択。

イ グループ②については、『数学Ⅱ、数学B、数学C』の出題範囲のうち、「数学B」及び「数学C」は、「数学B」の2項目の内容(数列、統計的な推測)及び「数学C」の2項目の内容(ベクトル、平面上の曲線と複素数平面)のうち3項目の内容の問題を選択解答。

3)理科については、以下のとおりとする。

ア 上記5出題科目のうちから最大2出題科目を選択。

イ『物理基礎、化学基礎、生物基礎、地学基礎』を選択する場合には、出題範囲(「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」、「地学基礎」)のうち、いずれか2科目の内容の問題を選択解答。

2. 本通知は、令和5年6月までに発出予定の「令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」において定める出題教科・科目等の予定について周知するものであり、今後の試験実施状況等に応じて変更し得るものであること。

(別表)

地理歴史・公民における出題科目を選択する場合の選択方法について

		『地理総合、 地理探究』	『歴史総合、 日本史探究』	『歴史総合、 世界史探究』	『地理総合、歴史総合、公共』			『公共、 倫理』	『公共、 政治・経済』
					「地理総合」 及び 「歴史総合」	「地理総合」 及び 「公共」	「歴史総合」 及び 「公共」		
『地理総合、 地理探究』			○	○	×	×	○	○	○
『歴史総合、 日本史探究』		○		○	×	○	×	○	○
『歴史総合、 世界史探究』		○	○		×	○	×	○	○
『地理総合、 歴史総合、 公共』	「地理総合」 及び 「歴史総合」	×	×	×				○	○
	「地理総合」 及び 「公共」	×	○	○				×	×
	「歴史総合」 及び 「公共」	○	×	×				×	×
『公共、倫理』		○	○	○	○	×	×		×
『公共、政治・経済』		○	○	○	○	×	×	×	

※上記6出題科目のうちから2出題科目を選択する場合は、「○」の組合せから選択でき、「×

令和7年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告

「大学入学者選抜における多面的な評価の在り方に関する協力者会議」(審議のまとめ)(令和3年3月 31 日)及び「大学入試のあり方に関する検討会議」(提言)(令和3年7月8日)等を踏まえ、令和7年度大学入学者選抜実施要項において以下の見直しを行うこととする(別添「令和7年度大学入学者選抜実施要項見直しイメージ(案)」参照)。

「第1 基本方針」について

- 「大学入試のあり方に関する検討会議」(提言)において整理された大学入学者選抜に求められる原則*を基本方針に反映する。

※大学入学者選抜に求められる原則

- ①当該大学での学修・卒業に必要な能力・適性等の判定
- ②受験機会・選抜方法における公平性・公正性の確保
- ③高等学校教育と大学教育を接続する教育の一環としての実施

- 受験機会・選抜方法における実質的公平性の追求の観点から、多様な背景を持った学生の受入れ配慮対象の例示として「障害の有無」及び「居住地域」を追加する。

「第3 入試方法」について

- 各選抜区分の特性と選抜の実態との整合性を図る観点から、一般選抜とそれ以外という整理を改め、入試方法を「一般選抜」、「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」に再整理する。
- 各大学の判断により、入学者の多様性を確保する観点から、入学定員の一部について、「専門学科・総合学科卒業生」、「帰国生徒、社会人」、「家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確保に困難があると認められる者その他各大学において入学者の多様性を確保する観点から対象になると考える者(例えば、理工系分野における女子等)」のような、多様な入学者の選抜を工夫することが望ましいことを追加する。

「第6 学力検査等」について

- 個別学力検査を実施する際の留意事項として、入学志願者の「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」の評価を充実させるため、各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、可能な範囲で記述式の検査方法を取り入れることが望ましいことを追加する。

- 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、資格・検定試験等の活用を従来どおり規定するとともに、その活用に際して、家庭環境や居住地により、資格・検定試験等を受検することの負担が大きい入学志願者の受験機会の公平性・公正性の確保に当たっての配慮の例^{*}を追加する。

※ 学部等同一の募集単位において、資格・検定試験等の結果を利用しない募集区分の設定や、個別学力検査の成績と資格・検定試験等の結果のいずれか有利となる方を選択的に利用すること等。

- 高等学校の専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業者及び卒業見込み者の学習歴や活動歴等を適切に評価・判定する観点から、資格・検定試験等の結果を活用することを追加する。

「第 13 その他注意事項」について

- 障害のある入学志願者への合理的配慮の充実を図るため、その内容を決定する際には、一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話を行うこととし、相談窓口や支援担当部署等を設置するなど事前相談体制の構築・充実に努めることを明記する。

「別紙様式 1 (調査書)」について

- 調査書は指導要録に基づき作成する原則や、学校の働き方改革を受けた教員の負担軽減の観点も踏まえて、簡素化された新しい指導要録の参考様式に合わせて、例えば「7. 指導上参考となる諸事項」の欄を簡素化するなどの様式の見直しを行うとともに、枚数は表裏の両面1枚とする。

令和7年度大学入学選抜実施要項見直しイメージ(案)

令和4年度大学入学選抜実施要項		イメージ案
第1 基本方針	大学入学選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学受入れの方針（以下「アドミSSION・ポリシー」という。）に基づき、<u>大学への入口段階で入学者に求める力を</u>多面的・総合的に評価・判定することを役割とするものである。 このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、<u>入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する</u>。その際、各大学は、年齢、性別、国籍、家庭環境等に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。あわせて、<u>高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第13の8（2）を除き、以下同じ。）</u>における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮する。	第1 基本方針
		大学入学選抜は、各大学（専門職大学及び短期大学（専門職短期大学を含む。以下同じ。）を含む。）が、それぞれの教育理念に基づき、生徒が高等学校段階までに身に付けた力を、大学において発展・向上させ、社会へ送り出すという大学教育の一貫したプロセスを前提として、各大学が、学校教育法施行規則第165条の2の規定に基づき卒業認定・学位授与の方針（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）や教育課程編成・実施の方針（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）を踏まえ定める入学受入れの方針（以下「アドミSSION・ポリシー」という。）に基づき、<u>当該大学において学修し、卒業するため</u>に大学への入口段階で<u>入学者に必要な能力・適性等を多面的・総合的に評価・判定</u>することを役割とするものである。 このことを踏まえ、各大学は、入学者の選抜を行うに当たり、公正かつ妥当な方法によって、<u>受験機会や入試方法における公平性・公正性の確保を図りつつ、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する</u>。その際、各大学は、年齢、性別、障害の有無、国籍、家庭環境、<u>居住地域等</u>に関して多様な背景を持った学生の受入れに配慮する。 あわせて、<u>大学入学選抜は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。第13の8（2）を除き、以下同じ。）</u>における<u>教育と大学における教育を接続する教育の一環として実施するものであり、高等学校における適切な教育の実施を阻害することとならないよう配慮する</u>。 能力・意欲・適性等の評価・判定に当たっては、アドミSSION・ポリシーに基づき、学力を構成する特に重要な以下の三つの要素のそれぞれを適切に把握するよう十分留意する。その際、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努め

る。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。 ① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。） ② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。） ③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度 第2 アドミッション・ポリシー アドミッション・ポリシーの策定については、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえ、これらの方針に基づく教育を受ける学生の選抜の方針としてふさわしいものとなるよう留意して策定する。 このために、各大学の特色や教育研究上の強み、社会的役割等を踏まえ、ディプロマ・ポリシーにおいて、当該大学において育成を目指す人材像とそれに基づく学生が身に付けるべき資質・能力の目標を記述するとともに、カリキュラム・ポリシーにおいて、ディプロマ・ポリシーの達成のために、どのような教育課程に基づきどのような学習を行うのかを記述することとする。 さらに、これらを踏まえ、アドミッション・ポリシーにおいて、抽象的な「求める学生像」だけではなく、入学志願者に高等学校段階までどのような力を培うことを求めるのか、そうした力をどのような基準・方法によって評価・判定するのかなどについて可能な限り具体的に設定する。その際、第1に示す三つの要素については、各大学の特色等に応じて具体的な評価・判定方法や要素ごとの評価・判定の重み付け等について検討の上、それぞれについて適切に評価・判定するよう努める。 (以下略)	る。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。 ① 基礎的・基本的な知識・技能（以下「知識・技能」という。） ② 知識・技能を活用して、自ら課題を発見し、その解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力（以下「思考力・判断力・表現力等」という。） ③ 主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度 第2 (同左)
第3 入試方法 1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、小論文、「平成33年度大学入学志願者選抜実施要項の見直しに係る予告（平成29年7月）」（以下「見直しに係る予告」という。）で示した入学志願者本人の記載する資料等*により、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に	第3 入試方法 1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査（第6の1に示す個別学力検査又は第6の2に示す大学入学共通テスト。以下同じ。）、小論文、入学志願者本人の記載する資料等*を、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性、選抜区分の特色等に応じて組み合わせ、入学志願者の

<u>評価・判定する入試方法（以下「一般選抜」という。）による。</u> * 入学志願者本人が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等。 <u>2 一般選抜のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、以下のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。</u> (新規) (1) 総合型選抜 詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。 この方法による場合は、以下の点に留意する。 ① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制という性格に鑑み、「見直しに係る予告」で示した入学志願者本人の記載する資料*を積極的に活用する。 * 入学志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等。 ② 総合型選抜の趣旨に鑑み、可否判定に当たっては、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等において、総合型選抜を実施する場合に、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意する。 ③ 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく	<u>能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する入試方法による。</u> <u>その際、下記(1)のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、下記(2)及び(3)のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。</u> * 入学志願者本人が記載する資料の他、エッセイ、面接、ディベート、集団討論、プレゼンテーション、各種大会や顕彰等の記録、総合的な学習の時間などにおける生徒の探究的な学習の成果等に関する資料やその面談等 (1) 一般選抜 学力検査、小論文等を主な資料とし、また、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性によっては実技検査等を主な資料に加えて、入学志願者の能力・意欲・適性等を評価・判定する入試方法。 (2) 総合型選抜 詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試方法。 この方法による場合は、以下の点に留意する。 ① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制という性格に鑑み、入学志願者本人の記載する資料*を積極的に活用する。 * 入学志願者本人が記載する活動報告書、大学入学希望理由書及び学修計画書等。 ② 総合型選抜の趣旨に鑑み、可否判定に当たっては、入学志願者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価・判定する。なお、高度な専門知識等が必要な職業分野に求められる人材養成を目的とする学部・学科等において、総合型選抜を実施する場合に、当該職業分野を目指すことに関する入学志願者の意欲・適性等を特に重視した評価・判定に留意する。 ③ 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力も適切に評価するため、調査書等の出願書類だけではなく
---	--

く、「見直しに係る予告」で示した評価方法等*又は大学入学共通テストのうち少なくとも一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。 *例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。 (2) <u>学校推薦型選抜</u> 出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。 ① 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、「見直しに係る予告」で示した評価方法等又は大学入学共通テストのうち少なくとも一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。 ② 推薦書の中に、入学志願者本人の学習歴や活動歴を踏まえた第1に示す三つの要素に関する評価や、生徒の努力を要する点などその後の指導において特に配慮を要するものがあればその内容について記載を求める。 (3) <u>専門学科・総合学科卒業生選抜</u> 高等学校の専門教育を主とする学科又は総合学科卒業及び卒業見込みの入学志願者を対象として、職業に関する教科・科目の学力検査の成績等により評価・判定する入試方法。 (4) <u>帰国生徒選抜・社会人選抜</u> 帰国生徒（中国引揚者等生徒を含む。）又は社会人を対象として、一般の入学志願者と異なる方法により評価・判定する入試方法。	く、大学入学共通テスト又はその他の評価方法等*のうち少なくとも一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。 *例えば、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技、各教科・科目に係るテスト、資格・検定試験の成績等。 (3) <u>学校推薦型選抜</u> 出身高等学校長の推薦に基づき、調査書を主な資料としつつ、以下の点に留意して評価・判定する入試方法。 ① 大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力も適切に評価するため、高等学校の学習成績の状況など調査書・推薦書等の出願書類だけではなく、大学入学共通テスト又はその他の評価方法等のうち少なくとも一つを必ず活用し、その旨を募集要項に記述する。 ② (同左) 2 <u>上記1(1)から(3)の入試方法において、各大学の判断により、入学者の多様性を確保する観点から、入学定員の一部について、以下のような多様な入学者の選抜を工夫することが望ましい。</u> (1) <u>高等学校の専門教育を主とする学科又は総合学科卒業及び卒業見込み者（専門学科・総合学科卒業生選抜）</u> この場合は、専門学科又は総合学科の特性、それらの学科における学習歴や活動歴等に鑑み、職業に関する教科・科目の学力検査の成績、小論文、面接、資格・検定試験等の成績その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて評価・判定することが望ましい。 (2) <u>帰国生徒（中国引揚者等生徒を含む。帰国生徒選抜）又は社会人（社会人選抜）</u> この場合は、外国における教育事情の違いや高等学校卒業後の年月の経過等に鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じて、一般の入学志願者と異なる方法により評価・判定する入試方法。
--	---

この方法による場合は、<u>外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の年月の経過等に鑑み、広く入学志願者の能力・意欲・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、小論文、面接、資格・検定試験等の成績、その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて評価・判定することが望ましい。</u> (新規)	<u>文、面接、資格・検定試験等の成績その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて評価・判定することが望ましい。</u>
3 <u>上記1及び2の入学者の選抜に際しては、スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動、海外留学等の多様な経験や特定の分野において卓越した能力を有する者を適切に評価・判定することが望ましい。</u> 第4 試験期日等 1 大学入学共通テストの実施期日は以下のとおりとする。 本試験 令和4年1月15日、16日 追試験 令和4年1月29日、30日 2 各大学で実施する<u>一般選抜及び専門学科・総合学科卒業生選抜における学力検査の期日並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において学力検査を課す場合の期日</u>については、次により適宜定める。 (1) 試験期日 令和4年2月1日から3月25日までの間 なお、「<u>見直しに係る予告</u>」で示した小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和4年2月1日	(3) <u>家庭環境、居住地域、国籍、性別等に関して多様な背景等を持つた者</u> この場合は、<u>家庭環境、居住地域、国籍、性別等の要因により進学機会の確保に困難があると認められる者その他各大学において入学者の多様性を確保する観点から対象になると考える者（例えば、理工系分野における女子等）について、入学志願者の努力のプロセス、意欲、目的意識等を重視した評価・判定を行うことが望ましい。</u>その際には、<u>こうした選抜の趣旨や方法について社会に対し合理的な説明を行うことや、入学志願者の大学教育を受けるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力を適切に評価することに留意すること。</u> 3 入学者の選抜に際しては、<u>スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動、海外留学等の多様な経験や特定の分野において卓越した能力を有する者を適切に評価・判定することが望ましい。</u> 第4 試験期日等 1 (P) 2 第6の1に示す<u>個別学力検査（各大学で実施する一般選抜における学力検査並びに総合型選抜及び学校推薦型選抜において実施する場合の学力検査）の期日</u>については、次により適宜定める。 (1) 試験期日 令和7年2月1日から3月25日までの間 なお、小論文等、プレゼンテーション、口頭試問、実技等の評価方法については、令和7年2月1日より前から実施することがで

よりも前から実施することができるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。 (2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。 (3) 合格者の決定発表 令和4年3月31日まで 3 総合型選抜、学校推薦型選抜等において学力検査を課さない場合は、上記2(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。 4 総合型選抜については、入学願書受付を令和3年9月1日以降とし、その判定結果を令和3年11月1日以降に発表する。 5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和3年11月1日以降とし、その判定結果を令和3年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。 6 帰国生徒選抜・社会人選抜については、上記2(1)によることを要しない。	きるが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。 (2) (同左) (3) 合格者の決定発表 令和7年3月31日まで 3 (同左) 4 総合型選抜については、入学願書受付を令和6年9月1日以降とし、その判定結果を令和6年11月1日以降に発表する。 5 学校推薦型選抜については、入学願書受付を令和6年11月1日以降とし、その判定結果を令和6年12月1日以降で一般選抜の試験期日の10日前まで（学校推薦型選抜で大学入学共通テストを活用する場合は前日までのなるべく早い期日）に発表する。 6 帰国生徒又は社会人を対象に募集区分を設ける場合は、上記2(1)によることを要しない。
第5 調査書 1 各大学は、入学志願者から、入学者選抜の資料として、在籍する高等学校が高等学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に基づき別紙様式1により作成した調査書の提出を求める。 なお、大学と高等学校が個別に合意した場合には、上記に代えて別紙様式1に記載すべきこととされている事項を全て電磁的に記録した調査書（以下「電磁的記録による調査書」という。）の提出を高等学校に求めることができる。この場合は、校長及び記載責任者の押印は不要とする。 各高等学校は、電磁的記録による調査書の作成、提出に際しては、個人情報保護法等に定められた各教育機関の属性に応じて遵守すべき個人情報保護法制や、高等学校の設置者等が定める教育情報セキュリティポリシー等の定めに従うものとする。 2 各大学は、入学者の選抜に当たり、「見直しに係る予告」で示した調査書の活用の在り方を踏まえ、調査書を十分に活用する。	第5 調査書 1 各大学は、入学志願者から、入学者選抜の資料として、在籍する高等学校が高等学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）に基づき別紙様式1により作成した調査書の提出を求める。 なお、大学と高等学校が個別に合意した場合には、上記に代えて別紙様式1に記載すべきこととされている事項を全て電磁的に記録した調査書（以下「電磁的記録による調査書」という。）の提出を高等学校に求めることができる。この場合は、校長及び記載責任者の押印は不要とする。 各高等学校は、電磁的記録による調査書の作成、提出に際しては、個人情報保護法等に定められた各教育機関の属性に応じて遵守すべき個人情報保護法制や、高等学校の設置者等が定める教育情報セキュリティポリシー等の定めに従うものとする。 2 各大学は、入学者の選抜に当たり、「見直しに係る予告」で示した調査書の活用の在り方を踏まえ、調査書を十分に活用する。

なお、必修修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項について」の16により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。 3 各大学は、調査書の「7. 指導上参考となる諸事項」以外の多様な学習や履歴等を入学選抜に用いる場合は、大学で評価・判定する内容などのように調査書に盛り込むのかといった記載方法等について、募集要項にできる限り具体的に記述する。 4 各大学は、高等学校長に対し、調査書の学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄に④と標示するよう希望することができ、この場合には「備考」の欄にその理由を記載させる。 5 各大学は、高等学校長に対し、当該大学の学部等が求める能力・適性等について、高等学校長が特に推薦できる生徒については、その旨を調査書の「備考」の欄に記載するよう希望することができ、 6 過年度卒業生については、従前の様式による調査書の提出を認める。また、指導要録の保存期間（入学、卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。）については卒業後20年、指導に関する記録については卒業後5年。）が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは、全ての高等学校卒業生（又は退学者）に適用する。 7 上記6の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に記述することにより周	書を十分に活用する。 (1) 調査書の「3. 各教科の学習成績の状況」だけではなく、調査書の他の記載事項も有効に活用すること。 (2) 大学が重要と判断する教科・科目を指定し、単位修得や一定水準以上の具体的な評定の獲得を出願要件等として求めることができること。 なお、必修修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項について」の16により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。 (削除) (削除) (削除) 3 過年度卒業生については、従前の様式による調査書の提出を認める。また、指導要録の保存期間（入学、卒業等の学籍に関する記録（各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。）については卒業後20年、指導に関する記録については卒業後5年。）が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは、全ての高等学校卒業生（又は退学者）に適用する。 4 上記3の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に記述することにより周
---	--

知を図ることが望ましい。 8 高等専門学校第3学年修了者等の調査書については、次による。 (1) 高等専門学校第3学年修了者及び修了見込みの者並びに文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者及び修了見込みの者の調査書については、別紙様式1の調査書に準じて作成し提出させる。 (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、アビトウア資格取得者、バカロレア資格（フランス共和国）取得者、ジェネラル・サーティフィケート・オブ・エデュケーション・アドバンスト・レベル資格取得者、文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者及び修了見込みの者並びに高等学校卒業程度認定試験合格者（従前の大学入学資格検定合格者を含む。）については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。	知を図ることが望ましい。 5 高等専門学校第3学年修了者等の調査書については、次による。 (1) (同左) (2) (同左)
第6 学力検査等 1 個別学力検査 (1) 各大学が実施する学力検査（以下「個別学力検査」という。）は、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「学習指導要領」という。）に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施する。 (2) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各大学が定める。 なお、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫に努めることが望ましい。 (3) 各大学が個別学力検査を実施する教科・科目を定めるに当たって	第6 学力検査等 1 個別学力検査 (1) (同左) (2) (同左) (3) (同左)

は、アドミッション・ポリシーに基づき、学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、できるだけ多くの教科・科目を出題し、選択解答させるよう配慮することが望ましい。 (4) 大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性からみて適当と認められる場合には、普通教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は普通教科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。 (5) 個別学力検査は、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り多面的・総合的に評価・判定することができるよう出題方針を立てるものとする。 ① 個別学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方法を適宜組み合わせ、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力・判断力・表現力等を適切に判断できるよう工夫することが望ましい。 (新規)	(4) (同左) (5) 個別学力検査は、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り多面的・総合的に評価・判定することができるよう出題方針を立てるものとする。 ① (同左) ② <u>入学志願者の「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」の評価を充実させるため、各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、可能な範囲で記述式の検査方法を取り入れることが望ましい。</u> ③ (同左) (6) (同左)
② 上記(4)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業生及び卒業見込み者が普通教育を主とする学科の卒業生及び卒業見込み者に比べて不利にならないよう、特に考慮する。 (6) 個別学力検査における公平性・公正性の確保のため、入学志願者に関係者や親族がいる教職員は、試験問題の作成・点検に関与しないことや、採点の際には、受験者の氏名や受験番号をマスキングすること、複数人で採点・点検することなど、不正やミスを防止するための方策を講ずる。	2 大学入学共通テストの利用 大学入学共通テストを利用した選抜を実施する大学にあっては、「令和4年度大学入学共通テスト実施大綱」(令和2

年6月19日付け2文科高第280号文部科学省高等教育局長通知)の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。	年 月 日付け5文科高第 号文部科学省高等教育局長通知)の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。
(1) 各大学が大学入学共通テストにおいて入学志願者に解答させる教科・科目を定めるに当たっては、できるだけ多くの教科・科目の中から選択解答させることが望ましい。 (2) 各大学の個別学力検査において、大学入学共通テストと同じ教科・科目を課す場合は、論理的思考力や言語的表現力などの把握において、大学入学共通テストとは異なる能力判定に力点を置くような工夫を行うことが望ましい。 (3) 各大学は、総合型選抜、学校推薦型選抜においても大学入学共通テストを利用することができる。 (4) 各大学における大学入学共通テストの成績の利用方法については、例えば、一定の学力水準に達しているか否かの判定に主として用いる資格試験的な利用方法や成績の複数年度利用等、多様な利用方法を工夫することが望ましい。	(1) (同左) (2) (同左) (3) (同左) (4) (同左)
3 小論文、面接、実技検査等の活用 入学志願者の能力・適性等を多角的に評価・判定するため、学部等の特性に応じ、小論文等を課し、また、面接や討論等を活用することが望ましい。 主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課することが望ましい。 小論文、面接、討論、実技検査等を活用する場合には、評価者の間で評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、また特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われないよう、それらの実施方法や評価・判定の方法・基準についてマニュアル等を整備する。 4 資格・検定試験等の成績の活用 (1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客	3 小論文、面接、実技検査等の活用 入学志願者の「<u>自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力</u>」や「<u>思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力</u>」を含む能力・適性等を多角的に評価・判定するため、学部等の特性に応じ、小論文等を課し、また、面接や討論等を活用することが望ましい。 主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課することが望ましい。 小論文、面接、討論、実技検査等を活用する場合には、評価者の間で評価・判定の観点や手法の共通化が図られるよう、また特定の受験者の優遇や特定の属性による差別的な取扱いが行われないよう、それらの実施方法や評価・判定の方法・基準についてマニュアル等を整備する。 4 資格・検定試験等の成績の活用 (1) 入学志願者の能力・適性や学習の成果、活動歴等を多角的かつ客

観的に評価・判定する観点から、例えば、以下のとおり、大学・学部等の特性及び必要に応じ、信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。 ① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」（平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知）を踏まえ、実用英語技能検定（英検）やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。	観的に評価・判定する観点から、例えば、以下のとおり、大学・学部等の特性及び必要に応じ、信頼性の高い資格・検定試験等の活用を図ることが望ましい。 ① 入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価・判定する観点から、「英語力評価及び入学者選抜における資格・検定試験の活用促進について」（平成27年3月31日付け26文科初第1495号文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長通知）を踏まえ、実用英語技能検定（英検）やTOEFL等、「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測ることのできる資格・検定試験等の結果を活用する。 その際、家庭環境や居住地域により、資格・検定試験等を受検することの負担が大きい入学志願者の受験機会の公平性・公正性の確保に当たっては、例えば、学部等同一の募集単位において、資格・検定試験等の結果を利用しない募集区分の設定や、個別学力検査の成績と資格・検定試験等の結果のいずれか有利となる方を選択的に利用することなどの措置を講じることが望ましい。
(新規) ② 入学志願者の優れた理数系の能力を適切に評価・判定する観点から、国際科学オリンピック等の結果を活用する。 ③ 基礎的・基本的な知識・技能に加え、「主体的に学び考える力」を育成する上で有益なプログラムとして国際的に評価されている国際バカロレアの資格や成績を活用する。 (2) 資格・検定試験等の成績の活用に関しては、下記第7の個別学力検査実施教科・科目及び入試方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、具体的な活用方法（例えば、個別学力検査の成績に代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等）を明らかにする。また、当該資格・検定試験等の結果の	② 高等学校の専門教育を主とする学科及び総合学科の卒業生及び卒業見込み者の学習歴や活動歴等を適切に評価・判定する観点から、資格・検定試験等の結果を活用する。 ③ (同左) ④ (同左) (2) 資格・検定試験等の成績の活用に関しては、下記第7の個別学力検査実施教科・科目及び入試方法等の発表の際にその旨を明らかにするとともに、各大学のアドミッション・ポリシーに基づき、具体的な活用方法（例えば、個別学力検査の成績に代えて当該資格・検定試験等の結果を用いる場合における得点の換算方法等）を適切に

確認方法等について、事前に実施機関に確認しておく。 5 志願者本人が記載する資料等の活用 活動報告書、大学入学希望理由書、学修計画書を活用する場合の記載内容や活用の方法、留意事項等については、「見直しに係る予告」で示した内容によるものとする。活動報告書のイメージ例は別紙様式2のとおりとする。 第8 募集人員 1 各大学で募集する人員は、所定の入学定員による。 なお、入学定員は、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることを十分踏まえ、入学定員を著しく超えて入学させないものとする。このことは、編入学試験を実施する際も同様とする。 2 大学における<u>学校推薦型選抜</u>の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲において各大学が定める。 短期大学における学校推薦型選抜の募集人員は、上記にかかわらず、学校推薦型選抜以外の入試方法における受験機会の確保にも配慮して、各短期大学が適切に定める。 3 各大学は、例えば、学科単位ではなく学部単位で募集するなど、募集単位を大きくり化することにより、入学志願者が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や関心等に基づき、専攻分野を決めることができるようにすることが望ましい。 4 各大学においては、入学定員の充足や欠員の補充の方法等について、事前に準備をするよう努める。 第10 募集要項等 1 募集要項 (1) 各大学は、アドミSSION・ポリシー、募集人員、出願要件、出	判断し、分かりやすい形で入学志願者に明らかにする。また、当該資格・検定試験等の結果の確認方法等について、事前に実施機関に確認しておくとともに、大規模な災害の発生等により、資格・検定試験等が実施されない場合の代替措置等についても検討しておくことが望ましい。 5 (同左) 第8 (同左) 1 (同左) 2 学校推薦型選抜の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲において各大学が定める。 短期大学における学校推薦型選抜の募集人員は、上記にかかわらず、学校推薦型選抜以外の入試方法における受験機会の確保にも配慮して、各短期大学が適切に定める。 3 (同左) 4 (同左) 第10 募集要項等 1 募集要項 (1) (同左)
--	--

願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等に必要事項を決定し、それらを記述した募集要項を令和3年12月15日までに発表する。 (2) 各大学は、アドミッション・ポリシーに基づき、調査書や志願者本人の記載する資料等をどのように活用するのかについて、募集要項等に明記する。 (3) 第3の1(1)から(4)までに掲げるもののほか、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取扱いの差異を設ける場合には、入試方法を区分することとし、2以上の入試方法により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの<u>入試方法の区分</u>ごとにその<u>内容や区分を設ける理由</u>を示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述する。 (4)及び(5) (略) 2 (略)	(2) (同左) (3) 第3の<u>入試方法</u>について、アドミッション・ポリシーに基づき、評価・判定の方法や対象等に取扱いの差異を設ける場合には、<u>募集人員を分けることとし</u>、2以上の募集区分により入学者選抜を実施する場合には、それぞれの<u>募集区分ごとにその評価・判定の方法や区分を設ける理由</u>を示した上で、(1)に掲げる募集人員等を記述する。 (4)及び(5) (同左)
第13 その他注意事項 1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮 (1) 入学志願者の健康状況については、原則として、入学者選抜の判定資料としないものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別の事由がある場合には、募集要項に具体的に記述する。この場合でも、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病などにより志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限り、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を行わないものとする。 (2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)や「障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよ	第13 その他注意事項 1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮 (1) (同左) (2) 障害等のある入学志願者に対しては、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)や「障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)の趣旨に十分留意しつつ、その能力・意欲・適性、学習の成果等を適切に評価・判定するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生に比べて不利にならないよ

う配慮する。

その際、平成 30 年 3 月に閣議決定された「第 4 次障害者基本計画」，「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」について」（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 文科高第 1229 号文部科学省高等教育局長通知）や以下の例示を参考にするとともに，「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」（平成 13 年 12 月 27 日付け 13 国文科高第 11 号文部科学省高等教育局長通知）にも十分留意する。

- ① 点字・拡大文字による出題，ICT 機器の活用，拡大解答用紙の作成など
- ② 特定試験場の設定，試験場への乗用車での入構，座席指定の工夫など
- ③ 試験時間の延長，文書による注意事項の伝達，試験室入り口までの付添者の同伴，介助者の配置など

また，「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 文科初第 1796 号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知）を踏まえ，各大学において，入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。

- (3) 各大学は，障害等のある入学者志願者に対し，アドミSSION・ポリシー，募集人員，出願要件，出願手続，試験期日，試験方法，試験場，入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など，出願等に必要事項の伝達においても，合理的配慮を行うものとする。

また，入試における配慮の内容や受入実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど，情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情

う配慮する。

その際、平成 30 年 3 月に閣議決定された「第 4 次障害者基本計画」，「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）」について」（平成 29 年 3 月 29 日付け 28 文科高第 1229 号文部科学省高等教育局長通知）や以下の例示を参考にするとともに，「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について」（平成 13 年 12 月 27 日付け 13 国文科高第 11 号文部科学省高等教育局長通知）にも十分留意する。

- ① 点字・拡大文字による出題，ICT 機器の活用，拡大解答用紙の作成など
- ② 特定試験場の設定，試験場への乗用車での入構，座席指定の工夫など
- ③ 試験時間の延長，文書による注意事項の伝達，試験室入り口までの付添者の同伴，介助者の配置など

合理的配慮の内容を決定する際には，障害のある入学者志願者一人一人の個別のニーズを踏まえた建設的対話を行うこととし，事前相談の時期や方法について十分配慮しつつ，相談窓口や支援担当部署等を設置するなど事前相談体制の構築・充実に努める。

また，「就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等について」（平成 28 年 3 月 31 日付け 27 文科初第 1796 号文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知）を踏まえ，各大学において，入学者選抜の在り方の点検等を行うなど適切に対応する。

- (3) 各大学は，障害等のある入学者志願者に対し，アドミSSION・ポリシー，募集人員，出願要件，出願手続，試験期日，試験方法，試験場，入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など，出願等に必要事項の伝達においても，合理的配慮を行うものとする。

また，入試における配慮の内容や受入実績を募集要項やホームページ等に掲載するなど，情報アクセシビリティに配慮しつつ広く情

報を公開するとともに、事前相談の時期や方法について十分配慮し <u>つつ事前相談体制の構築・充実に努める。</u> 2～9 (略)	<u>報を公開すること。</u> 2～9 (同左)
--	---

(表)

※	※	※	※	※						
5. 総合的な学習の時間の内容・評価										
6. 特別活動の記録	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年						
7. 指導上参考となる諸事項	(1)学習における評価等 (4)取得資格、検定等 (注)専門学校の校長会や民間事業者等が実施する資格・検定の内容、取得スコア・取得時期等	(2)行動の特徴、特技等	(3)部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等 (注)具体的な取組内容、期間等	(6)その他 (注)生徒が自ら関わってきた諸活動など						
第1学年										
第2学年										
第3学年										
第4学年										
8. 備考										
9. 出欠の記録	学年 区分	1	2	3	4	学年 区分	1	2	3	4
授業日数	学年 人数				学年 人数					
出席停止・忌引き等の日数	学年 人数				学年 人数					
留学中の授業日数	学年 人数				学年 人数					
出席しなければならぬ日数	学年 人数				学年 人数					
この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する										
学校名	令和 年 月 日				印					
所在地					記載責任者職氏名					
校長名					印					

(裏)

※	※	※	※	※		
5. 総合的な学習の時間の記録	学習活動	観点	※	※		
各 学 校 が 定 め た 評 価 の 観 点 の 中 、 生 徒 の 学 習 状 況 に 顕 著 な 事 項 が あ る 場 合 な ど に 、 生 徒 に ど の よ う な 力 が 身 に 付 い た か を 端 的 に 記 述 す る 。						
6. 特別活動の記録	内 容	観 点	1	2	3	4
ホームルーム		学年				
生徒会						
学校行事						
7. 指導上参考となる諸事項	第1学年					
	第2学年					
	第3学年					
	第4学年					
8. 備考						
9. 出欠の記録	区分	学年 人数				学年 人数
授業日数	学年 人数				学年 人数	
出席停止・忌引き等の日数	学年 人数				学年 人数	
留学中の授業日数	学年 人数				学年 人数	
出席しなければならぬ日数	学年 人数				学年 人数	
この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する						
学校名	令和 年 月 日				印	
所在地					記載責任者職氏名	
校長名					印	

調査書記入上の注意事項等について	調査書記入上の注意事項等について
1～3 (略) 4 調査書は、日本産業規格 A 4 判 (210 × 297mm) 上質紙 (57.5kg 程度) とし、<u>表裏の両面</u>を使って作成すること。<u>なお、枚数は任意とする。</u> 5～8 (略) 9 「学習成績概評」及び「成績段階別人数」の欄は、次のように記入すること。 (1) (略) (2) <u>大学が希望する場合、学習成績概評 A に属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄に</u> <u>①と標示することができ。</u> <u>この場合、高等学校長は「備考」の欄にその理由を明示しなければならぬものとする。</u> (3) (略) 10 (略) 13 「総合的な学習の時間の内容・評価」の欄には、「総合的な学習の時間」における当該生徒の活動内容及びその評価を文章で各学年ごとに具体的に記入すること。<u>その際には、各学校が設定した評価の観点及びそれに基づいた評価が記述されることが望ましい。</u> なお、職業教育を主とする専門学科において「総合的な学習の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な学習の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。 11 「特別活動の記録」の欄には、<u>特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び所見を記入すること。</u>	1～3 (同左) 4 調査書は、日本産業規格 A 4 判 (210 × 297mm) 上質紙 (57.5kg 程度) とし、<u>表裏の両面 1 枚</u>を使って作成すること。 5～8 (同左) 9 「学習成績概評」及び「成績段階別人数」の欄は、次のように記入すること。 (1) (同左) (削除) (2) (同左) 10 (同左) 11 「総合的な探究の時間の記録」の欄には、<u>指導要録と同様に、総合的な探究の時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを端的に記入することとする。</u> なお、職業教育を主とする専門学科において「総合的な学習の時間」の全てを「課題研究」等の履修によって代替したことにより、「総合的な学習の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。 12 「特別活動の記録」の欄には、<u>指導要録と同様に、各学校が設定した観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らし</u>

(1) 事実の記入に当たっては、例えば、下記の事項が考えられること。 所属する係名や委員会名、生徒会活動や学校行事における役割の分担など、活動の状況についての事実に関すること。 (2) 所見の記入に当たっては、例えば下記の事項が考えられること。 ① その生徒個人として比較的優れている点など、特別活動全体を通して見られる生徒の特徴に関すること。 ② 当該学年において、その当初と学年末とを比較し、活動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関すること。 1 2 「指導上参考となる諸事項」の欄には、指導要録の同欄の記載事項のうち、(1)～(6)については以下のとおり記載すること。なお、枠の大きさや文字の大きさは任意とする。 (1) 各教科・科目及び総合的な学習の時間の学習における特徴等については、各教科・科目等に関する学習状況の様子や特徴（積極性など）を具体的に記載すること。 (2) 行動の特徴、特技等については、(1)以外の学校内外における活動の状況や特徴（積極性など）を記載すること。 (3) 部活動、ボランティア活動、留学・海外経験等については、部活動やボランティア活動等の具体的な取組内容、実施期間、その活動における特徴等を記載すること。 (4) 取得資格、検定等については、民間や専門高校の校長会等が実施する資格・検定の内容、取得スコア、取得年次、取得時期等を記載すること。 (5) 表彰・顕彰等の記録については、各種大会やコンクール等の内容や時期等について記載すること。特に、国際バカロレアなど国際通用性のある大学入学資格試験における成績や科学オリンピック等における成績等を記載することが望ましい。 (6) その他、生徒が自ら関わってきた諸活動、生徒の成長の状況に関する所見など、特に必要と認められる事項等について記入すること。	て十分に満足できる活動の状況にあると判断される場合には、○印を記入すること。 1 3 「指導上参考となる諸事項」の欄には、指導要録と同様に、要点を簡条書きするなど、その記載事項を必要最小限にとどめることとする。 その際、生徒の特徴・特技や学校外の活動等については、原則として、学習指導等を進めていく上で必要な情報として精選して指導要録に記述された内容を基に記入することとする。
---	---

上記（１）～（６）について、無い場合はその旨明示すること。その際、複数の学年、複数の学年を通じた記入が適当である場合は、各学年ごとの記入を要しない。 なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。また、休学については、校長が許可した期間を記入すること。 14 「備考」の欄には、大学の希望により当該大学の学部等に対する能力・適性等について、特に高等学校長が推薦できる生徒についてはその旨記入すること。 また、学校教育法施行規則第85条の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている研究開発学校及びスーパーサイエンスハイスクール並びに同規則第103条第1項に基づく単位制による課程を置く高等学校にあつては、その旨明示すること。スーパーグローバルスクール等に関する記載についても、その旨明示すること。 なお、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「備考」の欄に記載すること（通知、「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における学習指導要領の内容事項等の取扱いに係る調査結果について」（令和元年12月26日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課事務連絡）及び「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における学習指導要領の内容事項等の取扱いに係る調査結果について（令和2年3月30日時点）」（令和2年3月30日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課・高等教育局大学振興課事務連絡）参照）。 また、「備考」の欄に記載することが困難な場合は、「備考」の欄に「別紙参照」と明記の上、別紙を添付し対応すること。 15及び16（略） 17 新型コロナウイルス感染症対策の影響により、大会や資格・検定試験等の中止・延期等により、調査書の特別活動及び指導上参考となる諸事項の欄が記載できない場合は、その理由を付した上で、当初参加を予	記入する内容が、無い場合はその旨明示すること。その際、複数の学年を通じた記入が適当である場合は、各学年ごとの記入を要しない。 なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。また、休学については、校長が許可した期間を記入すること。 14 「備考」の欄には、学校教育法施行規則第85条の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている研究開発学校及びスーパーサイエンスハイスクール並びに同規則第103条第1項に基づく単位制による課程を置く高等学校にあつては、その旨明示すること。スーパーグローバルスクール等に関する記載についても、その旨明示すること。 なお、国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目に係る調査書の扱いについては、指導要録に記載する内容に基づき、「備考」の欄に記載すること（通知、「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における学習指導要領の内容事項等の取扱いに係る調査結果について」（令和元年12月26日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課事務連絡）及び「国際バカロレア・ディプロマ・プログラムの科目における学習指導要領の内容事項等の取扱いに係る調査結果について（令和2年3月30日時点）」（令和2年3月30日付け文部科学省大臣官房国際課・初等中等教育局教育課程課・高等教育局大学振興課事務連絡）参照）。 また、「備考」の欄に記載することが困難な場合は、「備考」の欄に「別紙参照」と明記の上、別紙を添付し対応すること。 15及び16（同左） (削除)
---	--

	定していた大会名や資格・検定試験名などを記載すること（例：「〇〇〇に参加予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止。」）。
--	---

活動報告書のイメージ例

氏名 ()

(1) 学業に関する活動	
① 学内での活動内容	活動期間 ()
※「総合的な探究の時間」、部活動、生徒会活動等において取り組んだ課題研究等	
② 学外での活動内容	活動期間 ()
※ボランティア活動、各種大会・コンクール、留学・海外経験等	

(2) 課題研究等に関する活動

① (課題テーマを選んだ理由)

② (概要・成果)

(3) 資格・検定等に関する活動		
資格・検定・試験等の名称	級・スコア等	取得等の年月